

【まん延防止等重点措置の実施の考え方】（3/18 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針より抜粋）

都道府県の特定の区域において感染が拡大し、当該都道府県全域に感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあると認められる事態が発生していること（特に、分科会提言におけるステージⅢ相当の対策が必要な地域の状況になっている等）を踏まえ、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断する。 <以下略>

【現在の状況】

- ◆ 3月30日現在、政府分科会におけるモニタリング指標のうち、陽性率以外はステージⅢ相当。
- ◆ 病床使用率は増加傾向であり、今後、ステージⅣに相当する可能性がある。

指標（抜粋）		ステージⅢ 目安	ステージⅣ 目安	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	ステージⅢ目 安の状況	ステージⅣ 目安の状況
医療提供 体制等の負荷	最大確保病床の占有率	20%以上	50%以上	34.8%	34.6%	36.8%	38.6%	38.2%	●	○
	重症病床 最大確保病床の占有率	20%以上	50%以上	22.2%	23.7%	23.9%	26.5%	28.0%	●	○
	人口10万人あたり療養者数	15人以上	25人以上	21.03	23.63	26.35	27.96	31.17	●	●
監視体制	陽性率 1週間平均	10%以上		2.0%	2.2%	2.4%	2.5%	2.8%	○	○
感染の状況	週・人口10万人あたり新規報告数	15人以上	25人以上	15.24	17.88	20.41	21.93	24.75	●	○
	直近一週間と先週一週間の比較	1より大きい		1.66	1.87	2.11	2.24	2.27	●	●
	感染経路不明割合 1週間平均	50%以上		57.4%	58.4%	58.4%	58.8%	60.4%	●	●

**新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項※に基づき、
国に対し、大阪府域に係る「まん延防止等重点措置」の公示を行うよう要請する。**

※新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

第三十一条の四 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章及び次章において同じ。）が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときは、当該事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示するものとする。

一 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき期間

二 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域

三 当該事態の概要

2～5 略

6 都道府県対策本部長は、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る第一項、第三項又は第四項の規定による公示を行うよう要請することができる。